



長野県報

11月28日(月)
平成23年
(2011年)
第2323号

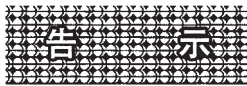
目次

告示

保安林予定森林にする旨の通知(4件)(森林づくり推進課)	1
保安林の指定の通知の掲示(2件)(森林づくり推進課)	2
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課)	3
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課)	3

公告

大規模小売店舗立地法に基づく聴取した意見の縦覧(経営支援課)	3
企画提案公募(プロポーザル)(農業政策課農産物マーケティング室)	3
土地改良区の定款変更の認可(農地整備課)	4
屋外広告物条例に基づく講習会の開催(建築指導課)	4
土地改良区役員の退任の届出(農地整備課)	5
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	5
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催(生活環境課)	5
運転免許証更新通知等送付業務の一般競争入札に参加する者の事前研修及び資格審査の実施(東北信運転免許センター)	6
運転免許証更新時講習業務の一般競争入札に参加する者の事前研修の実施(東北信運転免許センター)	6
一般競争入札(消防課)	6
正誤(水大気環境課)	7



長野県告示第791号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成23年11月28日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

長野市鬼無里字上土倉16896の1、16899、16900の2、16905の1、16906・16907の1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、16909から16912まで、16914の4(次の図に示す部分に限る。)、16916の1、16916の2・16917の1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、16917の2、16918、16919(次の図に示す部分に限る。)、16922、16930の2、16933の1、16942の1、16942の5、16943の1、16944の1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第792号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成23年11月28日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

長野市戸隠字飯岩941、942、943のイ、943のロ、944から947まで、954のイ、954のロ、955、956、960、971、975

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第793号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年11月28日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

南佐久郡南牧村大字海ノ口字大久保1965の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大久保1965の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南牧村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第794号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年11月28日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

北安曇郡池田町大字会染1101の1、1101の3から1101の7まで、1101のイの1、1752、1873

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第795号

森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、次の森林に係る保安林の指定について、当該森林の所在地の属する市町村の事務所の掲示場に、その通知の内容を掲示しました。

平成23年11月28日

長野県知事 阿部守一

保安林指定通知の内容（要旨）

- 土砂の崩壊の防備のため保安林に指定されたこと。
- 保安林の指定後における当該保安林に係る立木の伐採の方法及び限度については、平成23年10月26日付け農林水産省告示第2109号（保安林の指定をする件）のとおりであること。

保安林の所在場所	所在の不明な森林所有者氏名
下伊那郡阿南町字和合874の2、874の3	宮下 潮

森林づくり推進課

長野県告示第796号

森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、次の森林に係る保安林の指定について、当該森林の所在地の属する市町村の事務所の掲示場に、その通知の内容を掲示しました。

平成23年11月28日

長野県知事 阿部守一

保安林指定通知の内容(要旨)

- 1 土砂の流出の防備のため保安林に指定されたこと。
- 2 保安林の指定後における当該保安林に係る立木の伐採の方法及び限度については、平成23年10月26日付け農林水産省告示第2110号(保安林の指定をする件)のとおりであること。

保安林の所在場所	所在の不明な森林所有者氏名
下伊那郡阿南町字和合789	宮下 潮

森林づくり推進課

長野県飯田建設事務所告示第36号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成23年12月12日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年11月28日

長野県飯田建設事務所長 三井 宏 人

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 親田中村線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市伊豆木45番の4地先から 飯田市伊豆木42番の2地先まで	旧	5.2~9.1 m	0.0710 km
同 上	新	6.3~11.4	0.0710

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第37号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

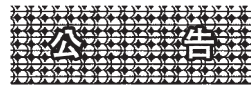
その関係図面は、告示の日から平成23年12月12日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年11月28日

長野県飯田建設事務所長 三井 宏 人

- 1 路線名 親田中村線
- 2 供用を開始する区間
飯田市伊豆木45番の4地先から
飯田市伊豆木42番の2地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成23年11月28日

道路管理課



公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見を、同条第3項の規定により次のとおり公告し、意見を縦覧に供します。

平成23年11月28日

長野県知事 阿部 守 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
綿半スーパーセンター箕輪店
上伊那郡箕輪町959-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社綿半ホームエイド
長野市南長池205
- 3 意見の対象となった届出に係る公告年月日
平成23年8月25日
- 4 大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定により箕輪町から聴取した意見
 - (1) 道路敷にかかる部分の舗装については道路自営工事の許可を受けること。
 - (2) 駐車場北側、出入口部分について道路敷との区別を明確にし、駐車場への通路を特定すること。
 - (3) 箕輪町公害防止条例及び関係法令を順守し、公害の防止に万全を期するとともに、万一公害が発生したときは責任を持って対応すること。
 - (4) 騒音問題への対応策を講じること。
- 5 意見書の縦覧の場所
長野県商工労働部経営支援課及び長野県上伊那地方事務所商工観光課
- 6 縦覧の期間
平成23年11月28日から平成23年12月28日まで

経営支援課

公告

次のとおり企画提案公募(プロポーザル)に付します。

平成23年11月28日

長野県知事 阿部 守 一

- 1 企画提案公募に付する事項
 - (1) 業務名
信州ふーどレシピデータベース構築事業運営業務委託(緊急雇用創出事業)
 - (2) 業務内容
長野県の所有する様々なレシピの整理を行い、統一のフォーマットにデータ化し、今後活用する様式を構築する業務を行うものです。
業務の詳細は、信州ふーどレシピデータベース構築運営業務委託プロポーザル仕様書によります。
- 2 企画提案公募に参加する者に必要な資格
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規